平成２５年（フ）第４４３号
埼玉県所沢市大字山口210番地の11　山田ハイツ201
債務者　上村　和代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２４９号
埼玉県東松山市元宿２丁目17番地19　リトルベアーモリイ１階103号
債務者　吉谷　雅子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３０５号
静岡県沼津市米山町13番８号　樋口アパート１号、前住所静岡県沼津市高島町18番１号ビューネ沼津高島町302
債務者　山田美由紀
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２７４号
愛知県岡崎市野畑町字森越12番地１、前住所愛知県岡崎市中島西町１丁目２番地26
債務者　川口　卓也
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
愛知県岡崎市美合町字五本松６番地３　雇用促進住宅美合宿舎１―401
債務者　林　　広明
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２３号
愛知県岡崎市薮田１丁目11番地15　メゾン市川Ｃ―201
債務者　松岡　啓司
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
福岡県大川市大字一木237番地７
債務者　酒見　秀美
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次第２地割382番地２、旧住所岩手県一関市山目字大槻22番地４　エスポワールスガ202
債務者　高橋　貴浩
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６４号
新潟県村上市岩船上浜町１番２号
債務者　須藤　和也
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第８０号
新潟県新発田市五十公野6146番地２
債務者　相良　豊美
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第７０号
新潟県上越市大和４丁目２番27号
債務者　桑野　千春
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１３４号
静岡県富士市蓼原82番地の11　アルタイルＮ101号
債務者　畠山　正一
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第７５号
愛知県一宮市萩原町西御堂字突田６番地
債務者　神座　規子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２８０号
愛知県丹羽郡大口町余野６丁目126番地　サニーハイツＹＡＭＡＤＡ202号
債務者　木村　星子
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２９０号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字観音堂40番地１サンシャイン石刀801号
債務者　杉谷　利奈
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４号
山口県下松市南花岡１丁目22番21号　エスパースリーブル202号室、前住所山口県下松市大字東豊井1383番地
債務者　山崎　房子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第７８号
山口県山陽小野田市セメント町２番７号　ＣＡＳＡ　ＣＵＯＲＥ206号
債務者　木下　　翼
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
山口地方裁判所宇部支部